

福岡医発第 603 号 (地)

令和 2 年 5 月 25 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

緊急事態措置の解除及び留意事項について

今般、本県新型コロナウイルス感染症対策本部より、令和 2 年 5 月 14 日付けで国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されたことを受け、同日付けで、本県新型コロナウイルス感染症対策本部において「緊急事態措置の解除について」が定められた旨、周知依頼がありました。

また、緊急事態宣言の解除に係る留意事項が下記のとおり示されましたので、併せてご連絡いたします。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 県民の皆様には、「不要不急の外出を控えること」をお願いしていますが、外出が必要な場合でも、各人による感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒、発熱等の症状がみられる場合の外出自粛等）を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避けてください。

また、事業者の皆様においても、来客者等に対し、来店時におけるマスク着用を呼びかけるなど、感染拡大を予防する取組みに御協力ください。

2. 「緊急事態措置の解除について」の 2（3）催物（イベント等）の開催に関し、別紙「催物（イベント等）の開催における感染防止対策及び開催規模の基準」を踏まえ、必要な感染防止対策や開催の判断を行ってください。

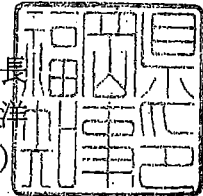
2保総第473号
令和2年5月14日

公益社団法人 福岡県医師会 御中

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

福岡県知事 小川 洋

(がん感染症疾病対策班)



緊急事態措置の解除について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、令和2年5月14日付けで国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

このことを受け、本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、同日付けで「緊急事態措置の解除について」を定めたので、別紙のとおりお知らせします。

ついては、内容を十分御了知いただくとともに、当該措置等の着実な実施のため、関係機関等へ周知していただくようお願いいたします。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話番号：092（643）3342

ファックス：092（643）3697

2年5.18

1022

緊急事態措置の解除について

1 はじめに

本日、国の「基本的対処方針」が改正され、本県に対する「緊急事態宣言」が解除されました。

4月7日の「緊急事態宣言」以降、感染拡大の防止を図りつつ、医療提供体制を確保するため、外出自粛や休業要請等、様々なお願いをしてきました。多くの県民、事業者の皆様にはご不便をおかけしましたが、ご理解、ご協力いただき、その皆様の思いと行動がこの結果につながりました。

そして、厳しい状況下で、最前線で奮闘いただいている医療従事者の皆様をはじめ、様々な現場で社会を支えていただいている皆様に改めて感謝いたします。

「緊急事態宣言」は解除されましたが、これで終わりではありません。新型コロナウイルスと向き合いながら、社会経済活動のレベルをあげていく、元の生活に戻っていくための新しいスタートであります。第2波が襲った北海道や他国の例を見ても、また、スペイン風邪は第3波までありました。県民一人一人の意識と行動、地域の団結が、今まで以上に問われることとなります。気をしっかり引き締めて、自分、家族、周りの方と社会を守る行動をとっていく必要があります。感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着も図っていかねばなりません。

これまで取り組んできた外出自粛や休業要請等については、15日から緩和していきますが、感染対策の長期化を見据え、持続的な対策が求められることから、県民、事業者の皆様に対し、改めて、以下の取組みをお願いします。

2 今後の取組み

(1) 外出の自粛

- ① 「人との接触を8割減らす」ことを意識し、不要不急の外出を控える。とりわけ、これまでクラスターが発生している施設、「三つの密」のある場所への外出を避けること
- ② 緊急事態措置の対象都道府県をはじめ、県を越えての不要不急の帰省や旅行などの移動は、避けること

(2) 新しい生活様式の実践

感染防止の3つの基本である①「身体的距離の確保」、②「マスクの着用」、③「手洗い」など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践を図ること

※「新しい生活様式」とは、「三つの密」の回避、手洗い・消毒、マスク、咳エチケット、人と人との距離の確保、「外出は少人数ですいた時間に」、「食事は対面でなく横並びで」など、飛沫感染や接触感染、近距離での会話への対策をこれまで以上に取り入れた生活様式

(3) 催物（イベント等）の開催

催物（イベント）の開催にあたっては、適切な感染防止対策を講ずること。
全国的かつ大規模な催物等の開催において、リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと

※ 適切な感染防止対策

入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等の実施

(4) 施設の休業等

- ① 国内においてクラスターが発生した施設については、5月15日～31日の間、休業について協力を要請

※ 国内においてクラスターが発生した施設

キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス、スポーツジム、スポーツ教室

- ② 上記以外の飲食店をはじめとする施設については、開業する場合には、「四方を空けた席配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」など、施設類型ごとに示す適切な感染防止対策（別紙1参照）を確実に講ずること

※ 飲食店における営業時間等の短縮要請について解除

※ 博物館、美術館、図書館についても休業要請を解除（県立の施設については、5月19日に再開）（別紙2参照）

(5) 学校

準備が整った学校から、5月18日以降分散登校を開始し、5月25日以降順次全面開校に移行

(6) 職場への出勤等

在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減すること

3 医療機関等への相談

(1) 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、「帰国者・接触者相談センター」へ相談すること

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合や妊婦の方
- ・ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合（症状が4日以上続く場合は必ず相談のこと）

(2) 発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること

4 感染再拡大時の対応

(1) 医療提供体制については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、現在、計430床を確保（このうち、重症病床60床）しました。さらに、570床を目標に増床中です。

また、軽症者・無症状者については、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3施設で計826室の民間の宿泊療養施設を確保しました。

PCR検査についても、これまでの県内65か所の帰国者・接触者外来に加え、14日現在で、医師会や保健所設置市による専用外来が8か所開設され、1日当たり710件が実施でき、検査体制も充実してきています。

さらに、アビガンについては、治療薬としての承認に向け、県医師会が国の観察研究に参画しています。今後、県内の登録医療機関において、現場の医師の判断により、これまで重症者に限られていたものが、重症化が憂慮される者、基礎疾患のある者に拡大されています。

(2) 今回、「緊急事態宣言」の対象から解除はされましたが、今後も、感染者が発生していくことが見込まれます。そこで大切となるのは、患者の症状にあわせた適切な医療を提供できる体制を維持していくことです。

感染が落ち着いてきたことで、医療機関も、手術や診察を待っている人もいるため、徐々に通常の診療体制に移行していくことになります。再び、感染の拡大局面を迎えた際には、入院治療が必要な患者とりわけ重症患者に速やかに対応できるよう、各医療機関においては、病床の準備など受入体制を整えていく必要があります。

そこで、感染の状況などを的確にモニタリングし、公表してまいります。併せて、どのようなタイミングでその準備に入るか、医療関係者間で共有できる客観的な指標を以下のとおり設定します。

医療提供体制確保の準備に入るための指標

以下①～④の指標をもとに、総合的に判断

- ① 1日当たりの感染者数が3日連続8人（3日移動平均）以上で増加傾向にあること
- ② 直近3日間の感染経路不明者の割合が、いずれも50%以上であること
- ③ 病床稼働率50%以上であること
- ④ 重症病床稼働率50%以上であること

- (3) 今後、再度感染が拡大し、この指標をもとに総合的に判断した結果、医療提供体制がひっ迫する恐れがあると認められる場合には、医療機関に対し、病床の準備等の医療提供体制の整備を要請します。

併せて、感染の拡大防止を図るため、その時点での発生状況を踏まえ、県民、事業者に対する外出自粛や休業の要請等の措置について検討します。

5 おわりに

コロナとの戦いは、長期戦を覚悟しなければなりません。この戦いに打ち勝つか否かは、県民、事業者の皆様の意識と行動にかかっています。

一人一人の行動次第では、これまでの努力が水泡に帰し、後戻りしてしまうことになります。県民の皆様には、気をゆるめることなく、「新しい生活様式」の実践をはじめ、お願いしたことにしっかり取り組んでいただくようお願いします。

(参考)

【これまでの取組】

- 本県は、4月7日に「緊急事態宣言」の対象区域となり、4月16日には、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組みを進めていくことが必要な「特定警戒都道府県」に指定されました。さらに、5月4日には、「緊急事態宣言」及び「特定警戒都道府県」の指定が、5月31日まで延長されたところです。
- これを受け、感染とその拡大の防止を図り、医療提供体制の崩壊を食い止めるため、人と人との接触を減らす外出の自粛やイベント開催の自粛、在宅勤務の実施、施設の休業等を要請してきました。

【県内の感染状況】

- 1日あたりの感染者数は、4月11日には過去最多の43人となり、4月8日からの1週間の平均は約30人だったところ、県民、事業者の協力により、新規の感染者数は減少傾向にあり、直近1週間の平均は約1人となっています。
- 累計の患者数は、5月13日現在で6,566人であった一方、退院者数は5,10人となっています。
- 感染経路が不明の割合も、4月8日からの1週間は約5割であったのが、直近1週間は約3割に減少しています。
- また、PCR検査の陽性率についても、これまでの平均は5.5%であったのが、直近1週間の平均は0.5%に減少しています。

【行動変容の状況】

- 感染拡大前と比較して、人の往来は、天神地区において平日で約6割、週末で約8割減少し、鉄道の乗降客数も、平日で約7割、週末で約8割減少しています。

【医療体制の確保状況】

- 医療提供体制については、これまでの66の感染症病床に、感染症指定医療機関及び入院協力医療機関等の一般病床を加え、現在、計430床を確保（このうち、重症病床60床）しました。さらに、570床を目標に増床中です。
- また、軽症者・無症状者については、北九州市内（219室）、福岡市内（455室）、久留米市内（152室）の3施設で計826室の民間の宿泊療養施設を確保しています。
- 病床、施設の確保とともに、新規感染者数の減少や、退院者数の増加により、4月13日に258人であった入院者数は、5月13日には69人に減少し、病床

稼働率は約16%となり、重症病床の稼働率も約17%となっています。また、民間の宿泊療養施設の療養者は5月13日で30人となっており、自宅療養者については、4月20日に139人であったのが、5月13日には22人（うち施設入所者6人）にまで減少しています。

- PCR検査についても、これまでの県内65か所の帰国者・接触者外来に加え、14日現在で、医師会や市町村等による専用外来が8か所開設され、1日当たり710件が実施でき、検査体制も充実しています。
- さらに、アビガンについては、治療薬としての承認に向け、県医師会が、国の観察研究に参画しています。今後、県内の登録医療機関において、現場の医師の判断により、これまで重症者に限られていたものが、重症化が憂慮される者、基礎疾患がある者に拡大されています。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒
- ☐ 咳エチケットの徹底
- ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保
- ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食卓

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務
- ☐ 時差通勤でゆったりと
- ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン
- ☐ 名刺交換はオンライン
- ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

人との接触を8割減らす、10のポイント

緊急事態宣言の中、誰もが感染するリスク、誰でも感染させるリスクがあります。
新型コロナウイルス感染症から、あなたと身近な人の命を守れるよう、日常生活を見直してみましょう。

1

ビデオ通話で
オンライン帰省



2

スーパーは1人
または少人数で
すいている時間に



3

ジョギングは
少人数で
公園はすいた時間、
場所を選ぶ



4

待てる買い物は
通販で



5

飲み会は
オンラインで



6

診療は遠隔診療

定期受診は間隔を調整



7

筋トレやヨガは
自宅で動画を活用



8

飲食は
持ち帰り、
宅配も



9

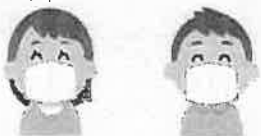
仕事は在宅勤務

通勤は医療・インフラ・
物流など社会機能維持
のために



10

会話は
マスクをつけて



3つの密を
避けましょう

1. 換気の悪い密閉空間
2. 多数が集まる密集場所
3. 間近で会話や発声をする密接場面

手洗い・
咳エチケット・
換気や、健康管理
も、同様に重要です。

1 休業の協力要請を行う施設

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウス
屋内運動施設	スポーツジム、スポーツ教室

2 徹底した感染対策を実施することを条件に休業を要請しない施設

施設の種類	内訳
遊興施設	ダンスホール、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場等 なお、別添「遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウスを除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
学校（上記を除く）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校 なお、別添「学校における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
屋内運動施設	体育館、水泳場、ボートリング場等 なお、別添「屋内運動施設（スポーツジム、スポーツ教室を除く）における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
遊技施設	パチンコ店、マージャン店、ゲームセンターなどの遊技場等 なお、別添「パチンコ店における感染防止対策の徹底について」、「マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場 なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） なお、別添「劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る
商業施設	生活必需物資販売施設の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 なお、別添「商業施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

3 事業の継続が求められる施設

施設の種類の	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テークアウトサービス含む） なお、別添「食事提供施設における感染防止対策の徹底について」を参考に、徹底した感染防止対策が講じたものに限る
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 なお、テレワークなどを一層促進すること
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※上記施設については、別添「感染予防対策例と留意点」を参考に、徹底した感染防止対策を講じたものに限る

感染予防対策例と留意点

(基本的事項)

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）すること
- ・感染防止のための入場者の整理（密にならないように対応。発熱またはその他の感冒様症状を呈している者の入場制限を含む）
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
- ・施設の換気（2つの窓を同時に開けるなどの対応も考えられる）
- ・施設の消毒
- ・従業員や出入り業者に発熱感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応

○症状のある方の入場制限

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限すること
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、入場者等の名簿を適正に管理すること

○感染対策の例

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・人と人が対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

※美容院や理容、マッサージなどで顧客の体に触れる場合は、手洗いをよりこまめにするなどにより接触感染対策を行う（手袋は医療機関でなければ特に必要はなく、こまめな手洗いを主とする）。

○トイレ（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

○休憩スペース（感染リスクが比較的高いと考えられるため留意のこと）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒（手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い）。
- ※市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤で可

遊興施設(キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、バー、カラオケボックス、ライブハウスを除く)における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- ☐ 入店者の数、滞在時間の制限を設け、店内が混雑しないよう徹底
- ☐ 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入店制限
- ☐ 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- ☐ 十分な座席の間隔(できるだけ2mを目安に)の確保又はパーティションの設置
- ☐ お酌、グラス・おちょこの回し飲みを避ける
- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 施設の共用部分等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- ☐ 施設の換気の徹底
- ☐ 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- ☐ 休憩室等における3密の回避
- ☐ 来店者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

屋内運動施設(スポーツジム、スポーツ教室を除く) における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例(共通事項)」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- ☐ 入場者の整理[受付等での間隔(できるだけ2mを目安に)確保]
- ☐ 従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限
- ☐ 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- ☐ 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 施設の共用部分、器具等の定期的(概ね1時間ごと)な消毒
- ☐ 施設の常時換気の徹底
- ☐ 利用者の間隔(できるだけ2mを目安に四方を空けた配置等を検討)
- ☐ 更衣室、休憩室等における3密の回避
- ☐ 更衣後の衣服やタオル等、飲食物等のゴミの管理の徹底(密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底)
- ☐ 利用者が大声で発声を行わないように求める

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用(従業員及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの(コップ、箸など)は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品(テーブル、いす等)は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

パチンコ店における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- ☐ 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ☐ 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限
- ☐ 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- ☐ 混雑時の入場制限

【施設内における対策等】

- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- ☐ 施設の常時換気の徹底
- ☐ 利用者の間隔（できるだけ2mを目安に）の確保又は利用者間のパーティションの設置
- ☐ 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- ☐ 休憩室等における3密の回避
- ☐ 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

マージャン店、ゲームセンターなどにおける感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- ☐ 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限
- ☐ 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- ☐ 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても、人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- ☐ 施設の換気の徹底
- ☐ 利用者の間で十分な間隔の確保
- ☐ 利用者の入れ替えのタイミングでの消毒
- ☐ 利用者間で大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする
- ☐ 遊技中の食事の自粛

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

劇場等及び集会・展示施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入場者の制限等】

- ☐ 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ☐ 入場者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限
- ☐ 入場者の手洗いや手指消毒の徹底
- ☐ 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する

【施設内における対策等】

- ☐ 利用者間の十分な間隔（できるだけ2mを目安に、四方を空けた席配置等）を確保する
- ☐ 人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 適切な消毒や換気等が行われること
- ☐ 休憩室等における3密の回避

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

商業施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- ☐ 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ☐ 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限
- ☐ 入店者の手洗いや手指消毒の徹底
- ☐ 必要に応じて、入場制限等を行うことにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること

【施設内における対策等】

- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ 施設の共用部分等の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
- ☐ 適切な消毒や換気が行われること
- ☐ 会計時のレジ等における十分な間隔の確保
- ☐ 窓口等の対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設けること
- ☐ 商品サンプル等の提供自粛
- ☐ 電子決済の利用促進

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

食事提供施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- ☐ 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- ☐ 入店者数や滞在時間の制限
- ☐ 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入店制限
- ☐ 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- ☐ 手指消毒設備の設置
- ☐ できるだけ、対面ではなく横並びに座るようにする
- ☐ 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- ☐ 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の回避
- ☐ 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- ☐ 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- ☐ お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるようにする
- ☐ 酒類の提供時間への配慮

基本的感染対策と具体例（共通事項）

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒

- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

学校における感染防止対策の徹底について

- 児童生徒及び教職員に対して手洗いやマスクの着用を徹底させる。
- 家庭と連携し、毎朝の検温や風邪症状の確認を行うとともに、家庭でそれらを確認できなかった児童生徒について、登校時、教室に入る前に、保健室等での検温等を行う。発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養させる。
- 授業中や休み時間において、窓を開けて換気を行う。
- 学校医・学校薬剤師などと連携した保健管理体制を整え、教室やトイレなど児童生徒が利用する場所のうち、ドアノブやスイッチなど、多くの児童生徒が手を触れる箇所は、適宜、消毒液を使用して清掃し環境衛生を良好に保つ。
- 食堂や図書館など大勢の児童生徒が集まる場所の利用にあたっては、昼休みを分散する等により一斉に利用させない、列ができる場所には床にマーキング等を行い間隔を空ける、椅子を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応を行い、児童生徒同士間に可能な限り距離を確保（概ね1～2メートル）する。
- 各教科等の指導にあたっては、感染症対策を講じてもお感染の可能性が高い、以下に掲げるような学習活動は当面行わない。
 - ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
 - ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
 - ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動（部活動についても同様とする。）
 - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習
 - ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事
- その他、文部科学省が発出している「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A（5月13日時点）」や「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）（令和2年5月1日付け2文科初第222号）」等に準拠して実施する。

県主催イベント及び県有施設の対応について

1 県主催イベント

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

2 県有施設

現在休館中の県有施設(別添)については、「四方を空けた席の配置」、「客の入れ替え時の適切な消毒や清掃」、「入場者の制限」など適切な感染防止対策を行うこととし、準備が整い次第順次開館する。

現在休館中の県有施設一覧

施設名	電話番号
アクション福岡(福岡県立スポーツ科学情報センター、福岡県立総合プール)	092-611-1717
あまぎ水の文化村(せせらぎ館)	0946-25-0323
甘木歴史資料館	0946-22-7515
関門海峡ミュージアム	093-331-6700
北九州人材開発センター	093-882-4306 (戸畑高等技術専門校)
九州歴史資料館	0942-75-9575
久留米人材開発センター	0942-30-0560
久留米総合スポーツセンター	0942-39-7371
クローバープラザ(貸室、運動施設、展示室、図書室、資料室)	092-584-1212
志賀島ビクターセンター	092-603-6631
生涯あんしん住宅	092-582-8061
添田人材開発センター	0947-82-3730
筑後広域公園芸術文化交流施設「九州芸文館」	0942-52-6435
福岡共同公文書館	092-919-6166
福岡県営大濠公園(日本庭園、茶会館)	092-741-2004
福岡県営春日公園(野球場、庭球場、球技場、パークステーション、スケートボード場)	092-592-0544
福岡県営筑後広域公園(庭球場、多目的運動場、多目的広場、体育館、ドッグラン)	0942-53-4600
福岡県営筑後広域公園(プール棟)	0944-85-8150
福岡県営筑豊緑地(野球場、庭球場、多目的広場)	0948-82-1023
福岡県営筑豊緑地(プール棟)	0948-82-5556

福岡県営中央公園(野球場)	093-881-1449
福岡県営名島運動公園(野球場、庭球場)	092-681-1278
福岡県営西公園(舞鶴館)	092-741-2004
福岡県水産資料館	092-806-5251
福岡県青少年科学館	0942-37-5566
福岡県農業資料館	092-924-2936
福岡県馬術競技場	092-944-4001
福岡県平尾台自然観察センター	093-453-3737
福岡県物産観光展示室(福岡県庁行政棟11階)	092-645-1835
福岡県立夜須高原記念の森(管理センター)	0946-42-0590
福岡県立夜須高原野外活動センター	092-643-3886 (教育庁社会教育課)
福岡県立北九州勤労青少年文化センター	093-651-4600
福岡県立四王寺県民の森(展示館、学習研修館)	092-932-7373
福岡県立社会教育総合センター	092-947-3513
福岡県立少年自然の家「玄海の家」	0940-62-2511
福岡県立総合射撃場	092-924-6996
福岡県立図書館	092-641-1125
福岡県立英彦山青年の家	0947-85-0101
福岡県立美術館	092-715-3551
福岡県立ふれあいの家南筑後	0942-53-7181 (南筑後教育事務所)
福岡県立ももち文化センター	092-851-4511
福岡県緑化センター(本館、温室、ミストハウス)	0943-72-1193

福岡人材開発センター	092-681-0261 (福岡高等技術専門校)
柳川古文書館	0944-72-1037
旧福岡県公会堂貴賓館	092-751-4416
求菩提資料館	0979-88-3203
大濠公園能楽堂	092-715-2155

令和2年5月14日
教 育 庁

博物館・美術館・図書館の対応について

1 対象となる施設

○県立美術館 ○県立図書館 ○九州歴史資料館

2 再開の時期

5月19日（火）＜5月18日（月）は休館＞

3 感染防止対策

（1）施設共通事項

【利用者】

- 利用者の出入口を限定（原則1か所）。
- 利用者に対し、体温測定（サーモカメラ又は非接触型体温計）を実施し、発熱者の入館を制限。
- 利用者の氏名、連絡先電話番号を確認（連絡カードへの記入を要請）。
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を義務付け。
- 利用者に対し、マスク着用の対応を義務付け。
- 利用者に対し、大声での発声や近接した距離での会話等を控えるよう要請。

【施設側】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 利用者の連絡カードの厳格な管理。
- 受付等対面箇所については、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで職員と利用者を遮断。
- 入退館時又は入館の待機時において、利用者間の十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保。
- 施設内の清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒。
- 施設内の換気を実施（玄関・窓を開放等）。
- 各施設は感染防止対策を事前にホームページ等で周知。出入口の掲示等で周知。

(2) 施設個別事項

【県立図書館】

○5月19日からは、第一閲覧室・別室（本館1階）、子ども図書館（別館1階）のみ時間を短縮して開館（9：00～17：00）。

なお、5月15～17日は、通用口（屋外）で予約図書の貸出のみ実施。

○第二閲覧室（本館2階）、ふくおか資料室（本館3階）及び学習室（別館3・4階）は当面開館しない。再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリアや開館時間を広げていくことを検討。

○利用者に滞在時間概ね60分程度で退館を要請。

○座席を概ね半減とし、対面を避け、人と人との十分な間隔を確保。

○感染防止対策について館内放送で周知。

【県立美術館】

○5月19日からは、常設展示室（4階）のみ時間を短縮して開館（10：00～17：00）。

○ハイビジョンギャラリー（2階）、展示室（3階）、美術図書室・ビデオコーナー（4階）は当面開館しない。再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリアや開館時間を広げていくことを検討。

○貸館事業については、6月2日（火）から開始する（6月1日（月）は通常の休館日）。

○展示室内の人数の制限（50名以内）。

○四方を空けた席を配置。展示配置の工夫。

【九州歴史資料館】

○当面の間、研修室等の貸室を中止。

○展示室内の人数の制限（50名以内）。

○四方を空けた席を配置。

博物館・美術館・図書館における感染防止対策

1 施設共通事項

【利用者】

- 利用者の出入口を限定（原則1か所）。
- 利用者に対し、体温測定を実施し、発熱者の入館を制限。
- 利用者の氏名、連絡先電話番号を確認（連絡カードへの記入を要請）。
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を義務付け。
- 利用者に対し、マスク着用の対応を義務付け。
- 利用者に対し、大声での発声や近接した距離での会話等を控えるよう要請。

【施設側】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 利用者の連絡カードの厳格な管理。
- 受付等対面箇所については、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで職員と利用者を遮断。
- 入退館時又は入館の待機時において、利用者間の十分な間隔（できるだけ2メートルを目安に）を確保。
- 施設内の清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒。
- 施設内の換気を実施（玄関・窓を開放等）。
- 各施設は感染防止対策を事前にホームページ等で周知。出入口の掲示等で周知。

2 その他個別事項の例

【図書館】

- 再開当初は、開館エリアや開館時間を最小限にとどめ、再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリア等を広げていくことを検討。
- 利用者に滞在時間概ね60分で退館を要請。
- 座席を概ね半減とし、対面を避け、人と人との十分な間隔を確保。
- 感染防止対策について館内放送で周知。

【博物館・美術館】

- 再開当初は、開館エリアや開館時間を最小限にとどめ、再開後の感染状況を踏まえ、段階的に開館エリア等を広げていくことを検討。
- 展示室内の人数の制限。
- 四方を空けた席を配置。展示配置の工夫。

令和2年5月14日

クローバープラザ（展示室・図書室・資料室）の再開方針

1 再開の施設・時期

(1) 施設

- ・展示室（福祉用具展示室 2F（※）、人権啓発展示室 7F）
- ・図書室（あすばるライブラリー 2F、福祉情報センター 2F（※））
- ・資料室（人権啓発資料室 7F）

(2) 時期

令和2年5月19日（火）

（開館時間）

平日・土曜 9:00 から 21:00 まで （※の施設は 17:00 まで）

日曜・祝日 9:00 から 17:00 まで

2 感染防止対策

○必要な備品・物品

- | | |
|------------------|----------|
| ・サーモカメラ | ・非接触型体温計 |
| ・アルコール消毒液（手指消毒用） | ・職員用マスク |
| ・透明ビニールカーテン等 | ・清掃用消毒液 |
| ・職員用手袋 | |

【利用者】

- 施設利用者に対し、体温測定（サーモカメラ又は非接触型体温計）を実施
 - ・1階（南北）の玄関を開放の上実施する。（換気のため玄関扉は常時開放）
 - ・2階（センター棟）の玄関は閉鎖する。
- 利用者は利用者カードの提示又は氏名、連絡先電話番号を登録
- 利用者に対し、消毒液による手指消毒を実施
- 利用者に対し、マスクの着用を義務付ける。なお、そのことについては、あらかじめホームページで告知
- 利用者に対し、極力会話を控えるよう呼び掛けを行う。

【施設】

- 職員はマスクを着用し、手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- 施設利用者名簿については、個人情報を厳格に管理
- 貸出・返却カウンター等対面箇所については、透明ビニールカーテンなどで職員と入館者を遮断
- 入場時、退出時、入館の待機時において、人と人との十分な間隔（2メートルを目安）を確保
- 入場からおおむね60分以内で退場するよう利用者に依頼。時間を超過した利用者に対しては、係員が声掛けを行う。
- 座席は対面ではなく横並びとする。また、席数を減らし十分な間隔を確保
- 施設内の定時清掃、消毒を強化。特に共有する物品（テーブル、椅子等）は、利用の都度、清掃、消毒
- 施設内の換気を1時間ごとに実施
- 以上の対応をホームページ、出入口に掲示して周知を図る。

福岡共同公文書館 新型コロナウイルス感染症予防対策について

令和2年5月14日

1 再開日

令和2年5月15日

2 玄関入口（ロビー）での対応

(1) 注意喚起案内板の設置

案内例

- ・受付で検温、体調確認、氏名・連絡先の記入をお願いいたします。
- ・手洗いや手指の消毒の取行をお願いいたします。
(館内に設置しているアルコール消毒液をご利用ください。)
- ・マスクの着用や咳エチケットにご協力ください。
- ・発熱等、体調に不安がある場合は、決して無理をなさらないようお願いいたします。
- ・入口を開放するなど、定期的に館内の換気を行う場合がありますので、ご了承ください。

(2) アルコール消毒液の設置

手指消毒用のアルコール消毒液を、玄関入口に設置する。

(3) 検温等の実施

玄関入口先に臨時の受付テーブルを設け(職員が交代で対応)検温等を行う。

※受付カウンターはロビーを挟んで執務室前にしかなく、玄関入口から距離があるため臨時の受付を設ける。

- ・非接触型体温計で来館者の体温を測定し、発熱していないことを確認するとともに、体調不良がないかどうかを口頭で確認する。
- ・職員及び来館者に感染が確認された場合に濃厚接触者を確認するため、氏名及び連絡先の記入を依頼する(個人情報、感染防止対策の目的以外には使用しない旨を説明する。)
- ・行政利用をする県・市町村職員、文書運搬車両等の業者に対しても同様の対応を行う。

3 消毒の徹底

(1) アルコール消毒液の設置

手指消毒用のアルコール消毒液を、玄関入口のほか、トイレ前、閲覧室にも設置する。

(2) 館内のアルコール消毒

ドアノブ、受付カウンター、閲覧室のテーブル・椅子・資料検索用パソコンなど、複数の人の手が触れる場所を適宜消毒液で拭き取る。

4 「3つの密」を避けるための対策

(1) 執務室前受付カウンター

- ・飛沫感染を防止するため、透明ビニールカーテンで遮断する。

(2) 閲覧室

ア 閲覧室1

- ・身体的距離を確保するため、座席数（4人掛け5テーブル）を、半数に減らす（2人掛け5テーブル、椅子は対面を避けるように配置）。
- ・テーブルに、注意喚起案内（身体的距離を適切にとること、長時間（120分を上限）の滞在は避けること）を掲示する。
- ・定期的な換気（1時間に1回程度）を行う。

イ 閲覧室2【当面閉鎖】

- ・普段利用されることは少なく、窓がない密閉空間であるため、当面の間は閉鎖する。

(3) ロビー

- ・身体的距離を確保するため、休憩スペース（4人掛け5テーブル）については、2人掛け2テーブルに減らす。
- ・定期的な換気（1時間に1回程度）を行う。
- ・注意喚起案内（身体的距離を適切にとること、長時間の滞在は避けること）を掲示する。

(4) 展示室

- ・入口自動扉は常時開放する（窓がないため）。
- ・他の来館者と身体的距離を確保するよう注意喚起案内板を設置する（2か所程度）。
- ・展示室が込み合う可能性があった場合には、入場制限を行う。
- ※ 現在、常設展の入替作業中であるため、6月から再開。

(5) 貸館エリア（2階、会議室（収容定員16人）及び研修室（収容定員90人））

- ・身体的距離を確保するため、入館者は収容定員の1/2以内とする（氏名・連絡先を記載した名簿を提出させる）。
- ・入館時の検温等は、上記1（3）と同様。
- ・申込時に、代表者に対して、マスクの着用などの注意事項の遵守を徹底するとともに、定期的な換気（1時間に1回程度）を行うこと、利用者の中から万が一、感染者が出た場合には、速やかに当館に連絡するよう要請を行う。
- ・利用当日にも再度同様の要請を行う。

(6) 公文書館見学【当面中止】

- ・自治体、学校、自治会など、団体による公文書館見学（閲覧室、文書選別室、保存庫等）を行っているが、案内に当たっては、身体的距離を確保することができないため、当面の間中止する。

5 職員の感染予防対策

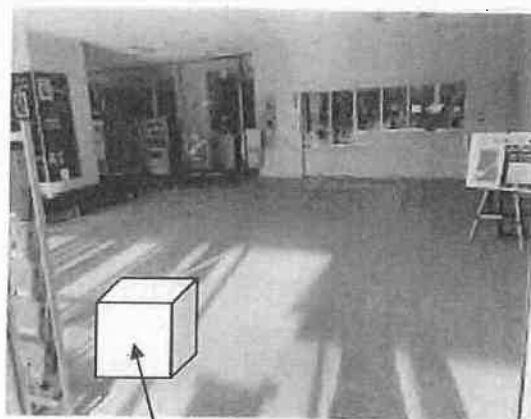
現在、次の対策を講じているが、引き続き、徹底する。

- ・マスクの着用、手洗いや手指消毒の徹底
- ・毎朝の検温及び検温シートへの記録
- ・本人家族に風邪のような症状が出た場合は館長に連絡

■玄関入口



来館者への注意喚起案内板と
アルコール消毒液



臨時の受付テーブルを設置（職員配置）

■エントランス



休憩スペースの座席数を減らす

■執務室前受付カウンター



透明ビニールカーテンを設置

■閲覧室



閲覧席の座席数を減らす

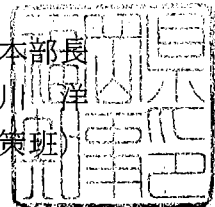
2保総第499号
令和2年5月14日

公益社団法人 福岡県医師会 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長

福岡県知事 小川 洋

(がん感染症疾病対策班)



緊急事態宣言の解除に係る留意事項について

令和2年5月14日付2保総第473号で通知しました「緊急事態宣言の解除について」に係る留意事項について、下記のとおり通知しますので、内容を十分御了知いただくとともに、関係者への周知をお願いします。

なお、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正されたことに関連し、令和2年5月14日付で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より別添のとおり事務連絡がありましたので、併せて参考にお知らせいたします。

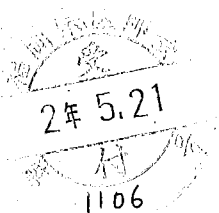
記

- 1 県民の皆様には、「不要不急の外出を控えること」をお願いしていますが、外出が必要な場合でも、各人による感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒、発熱等の症状がみられる場合の外出自粛等）を徹底するとともに、感染防止策が不十分な場所への外出は避けてください。
また、事業者の皆様においても、来客者等に対し、来店時におけるマスク着用を呼びかけるなど、感染拡大を予防する取組みに御協力ください。
- 2 「緊急事態宣言の解除について」の2（3）催物（イベント等）の開催に関し、別紙のとおり、感染防止対策及び開催規模の基準をとりまとめましたので、主催者は、この内容を踏まえ、必要な感染防止対策や開催の判断を行ってください。

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話番号：092（643）3268

ファックス：092（643）3697



催物(イベント等)の開催における感染防止対策及び開催規模の基準

催物（イベント等）を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。

【参加者及びスタッフへの制限等】

- ☐ 受付及び会場での間隔（できるだけ2m）確保
- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用の徹底
- ☐ 発熱等の症状のある方の入場制限（検温の実施）
- ☐ 参加者及びスタッフの手洗い・手指消毒の徹底
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、参加者等の名簿を適正に管理

【施設内における対策等】

- ☐ 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置
 - ☐ 手指消毒設備の設置（受付、会場内、スタッフルーム等）
 - ☐ 屋内においては施設の常時換気の徹底
 - ☐ 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）の定期的（概ね1時間ごと）な消毒
 - ☐ トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは禁止
 - ☐ スタッフ等の休憩スペースや更衣室は、常時換気を行い3密とならないよう徹底
 - ☐ 飲食物等のゴミの管理の徹底（密閉できる容器等に入れ、他人に触れないように管理し持ち帰ることを徹底）
- ※スタッフのゴミの回収の際は、マスク・手袋の着用を徹底

また、「緊急事態宣言の解除について」2（3）に記載の「全国的大規模な催物等の開催において、リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの慎重な対応を行うこと」における開催規模の目安については、当面、以下のとおりとする。

【開催規模の目安】

- ☐ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数
- ☐ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保（できるだけ2m）

※上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によって、リスクが異なることには十分に留意すること。

※密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。

事務連絡
令和2年5月14日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について

令和2年5月14日、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定された。その中で、三（３）６）緊急事態措置の対象とならない都道府県における取組等も示されたところ、各都道府県においては、特に下記の事項について留意されたい。

記

1. 外出の自粛

（１）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」によることとし、「最低7割、極力8割程度の接触機会の低減」を目指して、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第45条第1項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うとともに、都道府県をまたいで人が移動することや、これまでクラスターが発生している繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、引き続き外出を自粛するよう促すこと。

（２）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県は、「不要不急の帰省や旅行など、特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促すとともに、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。」とされている。

ここで、「特定警戒都道府県をはじめとする相対的にリスクの高い都道府県との間の人の移動は、感染拡大防止の観点から避けるよう促す」

としているのは、特定警戒都道府県やそれ以外の特定都道府県との間だけでなく、緊急事態措置の対象とならない都道府県相互間であっても、特に緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っている間は、相対的にリスクの高い地域との移動は避けるべきものであることに留意すること。

また、「これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある場についても、外出を避けるよう呼びかけること。」とされているが、これは、極力これらの場所への外出の機会を減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても各人による感染防止策（人と人との距離を保つこと、マスクの着用、手指の消毒、発熱等の症状がみられる場合の外出自粛等）を徹底するという注意喚起を住民に対して行うことを意図している。

なお、「これまでにクラスターが発生しているような施設」とは、例えば、接待を伴う飲食業、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等を想定しているが（別紙1「これまでクラスターが発生した主な施設類型」参照。以下同じ。）、これらの施設でなかったとしても、「三つの密」が発生している、あるいは発生する蓋然性の高い場所については、外出の機会を極力減らすとともに、仮に外出の機会があったとしても各人による感染防止策を徹底すべきことを周知する必要があると考えられる。また、医療機関や保育所、介護老人保健施設等など、これまでにクラスターが発生しているが、基本的対処方針の別添における事業の継続が求められる事業等に関しては、外出を避ける場所の対象となるわけではないが、各人による感染防止策の徹底は必要であると考えられる。

なお、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、特定都道府県と同様に、感染拡大を予防する新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月1日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

2. 催物（イベント等）の開催制限

（1）特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡によることとし、比較的少人数のイベント等を含め、引き続き、イベント等の開催制限に関しては、主催者に慎重な対応を求めるよう、各都道府県において適切に対応すること。

（2）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（3）6）①に示されているように、緊急事態措

置の対象とならない都道府県は、「全国的大規模な催物等（一定規模以上のもの）の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。」とされている。ここで、イベント開催の可否を判断するに当たっては、当面、

- ・ 屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること
- ・ 屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

を目安としつつ、適切な感染防止策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気等）が実施されていることを前提に、開催することが考えられる。また、イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベントの主催者等はこうした交流等を極力控えることを呼びかけるよう周知すること。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、ライブハウスやナイトクラブなど、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討するよう促すこと。

また、イベントの主催者等に対して、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認は接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

3. 施設の使用制限等

(1) 特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡によることとし、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うなど、地域の感染状況等に応じて、都道府県において適切に判断すること。また、特に、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、クラスター発生のリスクが高いことから、施設の使用制限等の緩和や解除については、引き続き慎重に検討すること。

(2) 緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三(3)6)①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県は、施設の管理者等を含む事業者に対して、「業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。」とされている。ここで、感染拡大防止に当たっては、例えば、マスクを着用していない客と直接接する理美容業や飲食業の従業員については、マスクと目の防護具(フェイスガード等)の装着や消毒を実施すること、また、飲食店においては、間仕切りを活用すること、真正面の席を避けること、座席の間隔を空けること(1m、できれば2m)や、個室など定員が決まっているスペースについて定員人数の半分の利用とすること等を促すこととする。

そのうえで、緊急事態措置の対象とならない都道府県においては、基本的対処方針の三(3)6)①に示されているように、「これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。」とされている。具体的には、例えば、各都道府県知事によって必要と判断される場合には、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」がある施設等に対して、別紙2の「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等を参考に、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策を強く働きかけること等が考えられる。また、緊急事態措置を実施すべき区域が一部残っている間は、特措法第24条9項の規定に基づく施設の使用制限等の協力を要請することも含めて、地域の感染状況等を踏まえて慎重に検討を行うこと。その後は、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組みが適切に行われるよう働きかけながら、こうした施設の管理者等に対する協力の依頼について改めて検討を行うこと。

また、施設の管理者等に対して、施設利用者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されているスマホを活用した接触確認アプリは接触率の低減や感染の拡大防止に寄与すること等を周知すること。

4. 出勤

(1) 特定警戒都道府県

特定警戒都道府県に関しては、引き続き、令和2年5月4日付け事務連絡によることとし、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、接

触機会の低減に向けて、在宅勤務（テレワーク）やテレビ会議、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

（２）緊急事態措置の対象とならない都道府県

基本的対処方針の三（３）６）①に示されているように、緊急事態措置の対象とならない都道府県においても、引き続き、事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

（照会先）

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

企画第１担当 小池・國藤・井上・寺井

直通 03（6257）3085

【別紙 1】

これまでにクラスターが発生した主な施設類型

- ① 新型インフルエンザ等対策施行令 11 条第 1 項各号に掲げる施設（第 1 号の学校及び第 3 号の大学等を除く）

施設類型	備考
保育所、介護老人保健施設等	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設	—
バー	—
カラオケ	—
ライブハウス	—
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店	—

- ② ①以外の施設等

施設類型	備考
飲食店（接待を伴わないもの）	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
医療機関	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
企業、官公庁等の事務所	事業の継続が求められる事業（基本的対処方針）
クルーズ船、その他	—

【別紙 2】

内閣官房新型コロナウイルス感染症
対策推進室作成

屋外			屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置 の工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔 に留意	座席間隔 に留意・ 真正面は 避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		（滞在時間が長い場合）入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								